

クルーズ注意事項

船の変更等

1. 当日の艇の状況により、別の艇にかわる場合がありますので、予めご了承くださいませ。
2. 強風の場合、風の影響を受けにくい栈橋の乗下船となることがあります。予めご了承下させ。
3. クルーズの中止による損害賠償等の請求はいかなる場合にもお受けできません。

※船は変更となる場合がございますので、予めご了承ください。

手回り品の持込み等

1. 当社は、手回り品（旅客が手荷物として自ら携帯して船室に持込む物）が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、その持込を拒絶することがあります。
 - 臭気を発するもの、不潔なもの、その他乗船客に迷惑を及ぼすおそれのあるもの。
 - 鉄砲、刀剣、爆発物、その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの。
 - その他運送に不適切と認められるもの。
2. 当社は、手回り品が前項各号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、旅客又は第三者の立会いのもとに、該当手回り品の内容を点検することがあります。

旅客の禁止行為等

1. 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。
 - みだりに船舶の操舵設備、その他の運航のための設備を操作すること。
 - みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立入ること。
 - 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。
 - みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣、その他の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
 - みだりにタラップ、遮断機、その他乗船者の乗下船、又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。
 - みだりに乗船者の乗下船の方法を示す標識、その他乗船者の安全のために掲げられた標識、又は掲示物を損傷し又は移動すること。
 - 石、ガラス瓶、金属片、その他船舶又は船舶上の人、若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。
 - 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。
 - 他の乗船者の不快感を与え、又は迷惑をかけること。
 - 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害がある行為をすること。
2. 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船長又は当社の係員が輸送の安全確保と、船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。
3. 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、下船を命じることがあります。